

総務文教常任委員会記録

令和6年3月13日

【開催日】 令和6年3月13日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時12分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	辻村 征宏
総務課長	河田 圭司	総務課主幹兼危機管理室長	奥田 孝則
総務課総務法制係長	田島 正秀		
総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎	人事課課長補佐兼人事係長	福田 智之
人事課給与係長	室本 祐	人事課給与係主任	長村 知明
税務課長	大井 康司	税務課課長補佐	桑原 睦
税務課市民税係長	山根 和之		
消防課長	橋本 俊昭	消防課課長補佐	乾 博
消防課消防庶務係長	縄田 良弘	消防課消防団係主任	山本 雄大
建設部長兼大学推進室長	大谷 剛士	建設部次長兼大学推進室副室長	高橋 雅彦
大学推進室主査	大坪 政通	大学推進室主任	尼崎 幸太

【事務局出席者】

事務局次長	中村 潤之介	議事係長	山田 寿実子
-------	--------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第22号 山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 議案第 2 3 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 2 4 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 2 5 号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 2 6 号 山陽小野田市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 2 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 7 議案第 4 2 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 8 議案第 2 7 号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 4 3 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3 9 号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前 9 時 開会

伊場勇委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会します。審査内容は付議事項のとおりで進めさせていただきます。まず、議案第 2 2 号山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について行います。それでは執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第 2 2 号山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年開催した特

別職報酬等審議会において、議員には調査研究を行い政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められるため、この調査研究等をより活発精力的に活動できるよう、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の拡充を検討されたいとの附帯意見が付されたことを受けて、政務活動費の額を改定するものでございます。改定額は、人口規模の近い県内他市との均衡を逸しない範囲で引き上げることが妥当とし、月額1万2,000円とするものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

松尾数則委員 宇部市が2万円というのは知っています。先ほどおっしゃったような近隣市の情報を教えてもらえませんか。

古屋総務部次長兼人事課長 現在ですが、13市中、本市は12番目の状況になります。宇部市であれば、月額2万円ということになります。2万円の市が、県内で3市あります。本市は倍額しますので、倍額後は県内では9番目の水準になります。

大井淳一郎委員 政務活動費は特別職報酬等審議会の直接の対象ではないんですけど、政務活動費については拡充という附帯意見が出されたということで、近隣市について質疑があったわけでございます。この1万2,000円の根拠は恐らく県内とか他市の類似団体を参考にされたと思われませんが、その辺りの検討状況についてお答えください。

古屋総務部次長兼人事課長 1万2,000円の根拠でございますが、先ほども言いましたが、本市は人口規模が県内で7番目の市ですので、それを超えない範囲内であるということと、県内の類似団体市より3,000人ぐらい人口規模が少ない市の政務活動費が月額1万1,000円とな

っておりますので、それを若干上回るような水準であるということ、また今までは低い水準でありましたが、それを倍額にするということ。以上の点から、1万2,000円が妥当であると判断しました。

岡山明委員 特別職報酬等審議会からそういう話が出たと。私も最初は6,000円から9,000円の1.5倍ぐらいと思ったら、倍になっているんですね。近隣の市町村の金額を参考にという話が出たときに、2倍じゃなくて1.5倍とかそういう話は出なかったんですかね。

古屋総務部次長兼人事課長 特別職報酬等審議会の中での附帯意見ですので、これは額が示されているものではございません。それを受けて執行部が判断したということでございます。また報酬の中でも出てこようかと思いますが、類似団体で、本市より3,000人ぐらい少ない市を上回る形で——報酬のほうもそういった答申が出されておりますので、それに準じて、今、その市が1万1,000円ですので、若干上回る1万2,000円にしたということでございます。

笹木慶之委員 政務活動費の件ですけれども、これについては、政務活動という状況をどのような背景で、客観的につかんでいるのかという判断が多分あったらろうと思います。その辺りについて、もちろん特別職報酬等審議会の中では、この案件については、具体的にはなかったと思いますが、そういったことも踏まえて、もう一度、執行部としての考え方をお尋ねしたいと思います。

古川副市長 先ほど来からの政務活動費の件でございますが、報酬費につきましては、特別職報酬等審議会中での諮問事項ではございません。ですが、特別職報酬等審議会で、政務活動費について、やはり6,000円というのは低額ではないか、また、議員が政務活動を行われる中で、やはり適当な額がふさわしいということで、額については、当然特別職報酬等審議会では示されない中で、附帯事項の中で適切な額を定めるようにと

いう附帯事項がございました。それを受けまして、先ほどの笹木委員の質問に答えますが、本来、どのように政務活動するかというのは、これは議会内での決め事でございます、私どもがどのようにするものでもございません。基本的に政務活動費についても、議会でいろいろ審議されるところでございますが、やはり、これは執行部が受け取って、担当の次長が申しましたように、他市の状況、情勢適応の原則というのがございます。類似団体市並びに、同じような市の状況を勘案する中で6,000円から倍にした1万2,000円が適当で適切であるという判断に立ちまして今回、執行部から提案させていただいております。

笹木慶之委員 詳細な説明をありがとうございました。内容的には理解したと思います。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。それでは、この議案第22号山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第23号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは、議案第23号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、特別職報酬等審議会の答申において、市議会議員の業務が地方分権の進展により高度化専門化し、その活動範囲も広範囲に及んできていることや、専門的な知識も必要となってきたこと、また、若者を含めた高い志を持った人材が議員となり、議員活動に専念できる環

境が確保し得るよう、活動の対価に相応した報酬額であることが必要である、また、議員報酬は20年以上にわたり据置き状況にあり、現在の市議会議員の活動状況等を鑑みれば、報酬の額を引き上げることが妥当であると判断する、増額後の報酬の額については人口規模の近い県内他市との均衡を逸しない範囲で報酬の額を引き上げることが妥当とし、引上げ後の額が示されたことから、答申に沿って改定を行うものでございます。説明は以上でございます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員会の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 報酬については、特別職報酬等審議会で慎重審議がなされ、今、執行部から説明のあった理由で額が示されたということでございます。そこで示された額と今回出ている議案は、答申を尊重し、同じかということを確認したいと思います。

古屋総務部次長兼人事課長 同じでございます。

岡山明委員 山口県各市町村全部が、特別職報酬等審議会からの依頼で、金額はどこも上がっているという解釈でよろしいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 特別職報酬等審議会はそれぞれの市で審議がなされるものでございまして、このたびの増額というのは、物価上昇等に伴うものではございません。20年以上報酬額が改定されていないということ、人口規模に応じた額にするということでの答申がなされたということでございます。

伊場勇委員長 特別職報酬等審議会にて答申を受けて、執行部がしっかり受け止めて、この金額になったということです。

笹木慶之委員 今、別表の説明があつて、それぞれの月額が定めてあります。

この変更の要素についてお尋ねするんですが、月額が、例えば、37万5,000円が39万5,000円。37万2,000円が38万3,000円ということで、新しい報酬額の改正について、バランスが少し動いていると思います。その点については何か方向性がありますか。

古屋総務部次長兼人事課長 これは特別職報酬等審議会の中で示されたものでございますが、特別職報酬等審議会の議論といたしまして、委員長の報酬額が少し低いんじゃないかというところもございました。また、あくまでも本市は、人口規模は7番目でございますが、現在議員の報酬額は8番目、あるいは役職によっては9番目の水準でございますので、類似団体市よりも若干上回るような形での答申がなされたと理解しております。

笹木慶之委員 もちろんこれは特別職報酬等審議会の中での答申に基づいた方向性だと思います。いわゆる議長職と、それから委員長職の改正額が2万円ほどそれぞれ動いておるという状況ですよね。特段その辺の異論はありませんでしたか。

古屋総務部次長兼人事課長 繰り返しになりますが、特別職報酬等審議会の中で出たものでございます。類似団体市の報酬額を若干上回るような額の設定がなされたということ、結果として、役職によって、上がり幅というのは若干違いますが、あくまでも県内で7番目の水準となるような形での答申がなされたと理解しております。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第23号を山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第24号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第24号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職報酬等審議会において、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与額については、合併当初から現在まで給料の減額措置を継続してきているが、本来この減額措置は、合併当初の危機的な財政状況を乗り切るための一時的な措置である、また、令和元年度に開催した当審議会において、減額措置を廃止することが妥当であるとの答申を出しており、令和2年度以降は市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者以外の特別職の減額措置は廃止となっていることから五役に対して自主的に実施されている減額措置の在り方について、再度検討されたいとの附帯意見が付されたことを受けて、本市の財政状況や社会情勢等を踏まえて慎重に判断をした結果、五役に実施している減額措置を廃止するというものです。以上でございます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。議案第24号山陽野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第25号山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第25号山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法が改正され、令和6年度より会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給することができるようになることから、本市においても所要の改正を行うものでございます。勤勉手当の支給率は正規職員と同じ年間2.05か月分となります。以上でございます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 確認で聞きますが、フルタイムとパートタイムがあります。正誤表を見ると第30条にありますように、パートタイムも勤勉手当が適用されるという理解でよろしいでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 フルタイムの方もパートタイムの方も適用されますが、極端に勤務が短い方は支給対象外となります。

伊場勇委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第25号山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次、議案第26号山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第26号山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、災害が起こった被災地に職員を派遣した場合に、国においては、特殊勤務手当として災害応急作業等手当が規定されており、従来この手当は、危険地域で応急作業を行う場合を想定していたものでございますが、能登半島での災害を受けて、市町村が職員を派遣し、罹災証明の発行やそのための調査を行う場合なども、災害応急作業手当の対象となる旨の通知が国より発信されたことを受けて、本市においても、災害応急作業等手当を規定するものでございます。また、令和6年度から環境衛生センターの収集業務を一部委託することを受けて、環境衛生センターの会計年度任用職員をパートタイム化することとしております。その汚物の収集及び運搬処理並びに消毒に従事した職員に対して支給される衛生現業手当について、若干勤務時間が短くなることにより、支給額が半額となることを防ぐため、勤務時間の支給要件を改正するとともに、現在支給対象者がいない交代制勤務手当を廃止するものでございます。以上でございます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 この災害応急作業手当で、どれぐらいのレベルの災害——常に適用されるのか、それとも、ある程度基準を持っていらっしゃるのかについてお答えください。

古屋総務部次長兼人事課長 条例の中にもございますが、異常な自然現象により、重大な災害が発生した、また発生が恐れられる場合において、災害

対策基本法に基づいて、災害対策本部が設置されているような団体から派遣の要請があつて、派遣に行った場合は対象になります。国の基準どおりでございます。

大井淳一郎委員 災害対策基本法に基づいて設置されたということです。最近では、もし本市で災害があつた場合に適用されていた事案はありましたか。例えば、今答弁された災害対策基本法に基づいて、災害対策本部が設置された災害というのは最近では起きましたか。

辻村総務部長 過去、広島県での災害や熊本県もありましたので、そういったところに派遣した経緯がありますけれども、そのときはまだ適用はなかったということです。

伊場勇委員長 適用がなかったということは、今まで派遣された職員にそういった手当はなかったということによろしいですか。

辻村総務部長 そのとおりです。

岡山明委員 今の部分を確認したいんですけど、豪雨での美祢線や美祢市との関係で、災害での職員の派遣とか、美祢市のごみの収集をこちらで回収してというのは対象にならないんですか。美祢市の災害で出たごみとかの職員の対応は、予算の中に含まれるんじゃないんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび新たに条例を制定するものでございますので、今後この要件に該当すれば支給していくことになります。

岡山明委員 今回、能登半島の震災で派遣した職員の対応は予算に入らないんですか。能登半島に職員を派遣する場合、そういうお金が発生してくるんじゃないですか。もし、職員が派遣されればと思うんですけど、そういう対応ができないという状況にありますかね。

古屋総務部次長兼人事課長 このたびの派遣は、出張命令で派遣しておりますので、当然旅費とか日当とか、食事代は、別途旅費から出るようになります。このたびは、あくまでもその現場で危険な、あるいは大変な業務をしたということに対する特殊勤務手当ということになります。

岡山明委員 もう一つ聞きたいです。ここに交代勤務手当が入っているんですね。今回廃止されるという話ですから、それが今までどういう実態の下で出されていたか。

古屋総務部次長兼人事課長 これは環境衛生センターになりますけども、以前はごみの焼却を直営でやっていましたが、今はそれを委託しておりますので、それが残っていたということです。

森山喜久副委員長 衛生現業手当についてのところで、このたび時間が変更となっています。これ具体的に3時間15分未満ということは、現行のままいったときにあり得るんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび、会計年度任用職員の方をフルタイムからパートタイムにするということで、勤務時間が7時間になります。朝8時15分から夕方の16時15分までになりますので、今の規定であれば、要は勤務時間が7時間になってしまいますから、半額になってしまいます。そうならないように勤務時間を調整したということです。

辻村総務部長 今おっしゃいましたように、それぞれ当然半日単位とかの勤務がありますけども、例えば2時間ぐらいで帰ってしまえば、当然出ないという規定でございますので、そういう形で適用になります。

笹木慶之委員 先ほどの災害応急作業等の手当の件ですが、1月1日から遡及適用という形で、能登半島の関係は適用されると思います。今後、例え

ば、災害対策基本法に基づいて措置されるような災害が起こった場合には、当然これは遡及適用されると判断していいんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび条例が可決されましたら、この能登半島地震から適用していくということになりますので、今後は適用されればお支払いするというようになります。

笹木慶之委員 そこで、もう1点聞くのは、災害基本法の適用になるんだけど、その適用の時期というのはどのようになるんですか。例えば、ある災害が起こったときに、先に決まってしまうようなこともあるじゃないですか。そういった場合には、後日において遡及適用されるということですか。

古屋総務部次長兼人事課長 通常、大規模な災害が起これば、災害対策本部というのはできようかと思えます。それに基づいての派遣要請ということになってこようかと思えますので、実際にそういったところに派遣されればお支払いするというようになります。

伊場勇委員長 そのほか質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。議案第26号山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 8 分 休憩

午前 9 時 3 8 分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。議案第 2 1 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 御説明に先立ちまして、このたびはこの議案の訂正をお願いすることとなりまして、皆様には大変御迷惑をおかけしましたこと、改めましておわびを申し上げます。今後は、法律の改正だけでなく、法律に基づく政令の改正につきましても、国から各部署への通知だけに頼らず、総務課においても例規システムを活用して、引用条例への影響について確認を行うよう、チェック体制を強化してまいります。それでは、議案第 2 1 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明します。これは、令和 5 年 5 月 8 日に令和 5 年法律第 1 9 号として公布された、地方自治法の一部を改正する法律により、令和 6 年 4 月 1 日から地方自治法の一部が改正されることに伴い、一部の条番号にずれが生じることとなりますが、該当する条文を引用している三つの条例について、まとめて所要の改正を行うものとなります。該当する条例は、このたびの議案の第 1 条、山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、第 2 条の山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例、第 3 条の山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例となります。また、訂正をお願いした箇所となりますが、令和 6 年 1 月 1 9 日に政令第 1 2 号として公布された地方自治法の下位の命令に当たる地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この施行令の条番号を引用しているものについても、改正を行うものです。該当するものは、第 1 条の山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例のみとなります。これらは、いずれも引用する条番号の修正のみであり、条例の内容に変更はございません。な

お、これら三つの条例のほかに、山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例においても同様に引用している条番号のずれが生じることとなりますが、この条例については条番号のずれ以外の改正が含まれますので、別途議案第40号で対応することとしております。御説明は以上となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

岡山明委員 地方自治法の一部改正ということで、法律の施行に対して、今まではどういう体制の下で修正していたのか。山陽小野田市はAI関係も進んでいるという状況があるから、この改正に伴ってのデジタルの関係について教えていただきたいです。

河田総務課長 AIを活用した業務の効率化というところで、本市も取り組んでおるところでございます。国のほうから通知がどうあるか、それがデータで来るかというところがありまして、この例規の改正をAIで完結をするというところはなかなか難しいところでございます。こうした例規の改正は、技術的に条文を変えるというところだけではなくて、その基になる法律、それから政令の内容がどういうものであるか、そういった改正が入ったときに、その趣旨がどういうことで、どういった関係する例規類に影響があるか、そういうところまでを見通すというところがございます。大変難しいものがございます。AIですぐにというわけにはまいりませんが、御説明させていただいた中で、例規システムを整備しておりますので、国の法律、政令等の改正があれば、業者に情報してもらいながら、職員が検索をかけるといったところも活用して、職員の経験、知見だけではなくて、機械も使って確実に点検をしようということでございます。この自動化というところで、例規の改正はなかなか難しいところがあるというところで御理解いただければと思います。

岡山明委員 今までは、その部署で検討されていたという話で、今後は総務課が管轄して各部署に再確認の意味で配布すると。組織体制は、今後総務課が主でされるという解釈でいいですか。

河田総務課長 各部署への国からの通知だけではなくて、そういった情報も総務課でも把握しながら、逆に総務課から、こういった改正が入っていますが、改正の必要はありませんかといった投げかけをしていくように取り組んでまいりたいと思います。

岡山明委員 今後は総務課で、ダブルチェックをかけるということでもいいですね。

河田総務課長 そのとおりでございます。

白井健一郎委員 今回は、第1条から第3条まで全て引用条文の番号を変えるという、ただそれだけの改正であって、中身には変更がないという説明でありました。一応第1条、第2条、第3条の条例の中身についても説明いただきたいと思います。

河田総務課長 まず第1条、山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責でございますけれども、これは市長が損害賠償請求を受けた場合に、その賠償額の免責をするもの、つまり、訴えられたときに賠償額が定まりました。でも、市長個人が責任を取るのは幾らまでですよといったことを定めるものとなります。同じように、第2条、下水道事業につきましても、下水道事業に携わる職員のほうに規定したもの、第3条につきましては、病院事業に関するもの、特に病院事業管理者ですとか、そういった方の賠償責任の額の上限を定めるといった規定でございます。これは、もともと地方自治法に基づいて条例で定めるということとなっておりますので、地方自治法の規定に基づいてこの賠償額を定めておるといった趣旨の条例となります。

白井健一郎委員 ありがとうございます。ただいまの説明なんですけど、それは分かるんです。第1条の括弧の中を見れば分かるんですけども、もう少し具体的に、どういった形で一部免責になるのかといったところで説明をお願いします。

河田総務課長 免責の計算の仕方でございますけれども、地方自治法の規定に基づきまして、年間の給与額、基準額がございます。地方自治法で言いますと、例えば市長の条例で申しますと、基準給与年額という計算の仕方がございまして、概算で1年間の給与の額を計算し、その6倍までを責任として求め、それを超える額について免責をするという計算となります。そういった形で計算していくという内容でございます。

伊場勇委員長 そのほか質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第42号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第42号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について御説明します。本市も加入しております山口県市町総合事務組合におきまして、令和6年4月1日から公平委員会

事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に萩・長門清掃一部事務組合が加わることとなり、これに伴いまして、山口県市町総合事務組合の規約を変更する必要が生じました。この変更に伴いましては、地方自治法第290条の規定に基づき、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体全ての議会の議決を経て協議する必要がありますので議決をお願いするものです。御説明は以上となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第42号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それではここで暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時53分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。議案第27号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

橋本消防課長 それでは消防課から議案第27号山陽小野田市消防団員等公務

災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本条例は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者及び救急業務に協力した者等に対する損害補償の額や内容等を定め、損害補償を的確に行うことを目的としています。このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する法律、別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害賠償に係る補償基礎額が改正されたことから、本条例の補償基礎額について所要の整備を行うものです。具体的には、新旧対照表を御覧ください。最高額である20年以上勤務する団長及び副団長を除く消防団員の補償基礎額を見直すとともに、消防作業従事者等の補償基礎額を8,900円から9,100円に引き上げるものです。なお、施行日は令和6年4月1日としています。消防課からは以上です。審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

岡山明委員 別表を確認したいんですけど、勤務年数が20年以上の団長、副団長の金額が1万4,200円で、改正前と変わっていないですね。ほかの役職の方はベースアップされているんで、なぜここだけが上がっていないのかか教えていただければ。

橋本消防課長 あくまで一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づいての基礎額の見直しになっています。政令がそれに合わせて変わっている関係上、ここをあえて市の条例だけ上げるということはいたしませんので、あくまで国の基準がそうになっているということでございます。

岡山明委員 国の基準で変わっていないということです。そうすると、ベースアップの根拠になるものは、あくまでも国からの指針に沿った形だということ、市がうんぬんという状況じゃないということではないんですか

ね。

橋本消防課長 お見込みのとおりでございます。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第27号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで暫時休憩をいたします。

午前9時57分 休憩

午前9時58分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。議案第43号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について執行部からの説明を求めます。

大井税務課長 議案第43号、山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。このたびの改正につきましては、令和6年1月に発生した能登半島地震における被災者支援の一環として、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年2月21日公布、同日施行となったことから所要の改正を行うものであります。資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要」をお配り

しておりますので、これに沿って御説明します。このたびの改正における主な内容としましては、附則第5条の2にありますように、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定を整備するものです。今般の災害は、令和6年1月1日に発災したため、現行法では、災害に係る個人住民税における雑損控除額等は、令和6年分（R6.1.1～R6.12.31）所得として令和7年度分個人住民税に対して適用され、令和5年分所得（R5.1.1～R5.12.31）として令和6年度分個人住民税に対して適用されないこととなります。しかしながら、このたびの改正で、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日ということで、令和5年分所得（令和6年度分個人住民税）の課税期間に極めて近接している等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとなります。なお、雑損控除が適用年で控除しきれない場合は、適用年の翌年以後3年間繰越が可能となっておりますが、今般の能登半島地震のように国から特定非常災害と指定されたものについては、令和5年4月1日から2年間延長されて、5年間繰越しが可能となっております。次に附則第6条につきましては、地方税法附則の新設に伴う項ずれを反映させたものになります。このたびの改正の施行日は、公布日となっております。なお、現時点で申告、相談及び問合せ等はありませんが、あった場合は丁寧かつ適切に対応させていただきます。税務課からの説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。これはまだ問合せとか、こちらに引っ越して来られている方とかの状況はまだ把握できてないということですのでよろしいですね。

大井税務課長 現在では、そういう申告等も問合せ等もありません。

伊場勇委員長 承知しました。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。それでは討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第43号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長、全員賛成で可決すべきものと決しました。それではここで暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時7分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。議案第39号山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

高橋建設部次長兼大学推進室副室長 議案第39号山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。このたびの条例改正は、令和5年12月の市議会定例会において、「山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例」の制定が可決され、令和6年4月1日から大学推進室が廃止となり、その所管事務が企画部企画課に移管されることに伴い所要の改正を行うものです。議案の新旧対照表を御覧ください。表の左側が改正後、右側が改正前となっております。第6条の庶務に関するものですが、評価委員会の庶務を行う部署が「大学推進室」から「企画部企画課」に改められるものです。説明は以

上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

岡山明委員 今回大学推進室がなくなり、企画課に入るという状況です。大学には、この4月に医薬工学科に60人の学生が新しく入りますよね。なおかつ、また令和11年には医学部保健学部に120人入ってくる予定で、大学自体大きくなるという状況で、市も当然それに沿ったような形の対応を取る必要があります。私は大学推進室を継続していただきたいという考えを持っているんですけど、その辺の考え方について意見聞きたいんですけど。

伊場勇委員長 岡山委員、これは評価委員会条例の変更ですよ。

岡山明委員 それは分かるんですけど、何か体制として、大学推進室という表現がないものですから、市の大学に対する受け受け止め方、その辺はどうなんですかということです。（発言する者あり）

伊場勇委員長 そこは、12月の審査の中でしっかりやったと思っています。大学推進室の機能が衰えるわけではなくて、企画部に移って、より地域と連携を取れるようなところで、しっかりとした体制を取っていくと。人員についても、しっかり確保するというような答弁がございました。ちゃんと理解していただきたいと思っております。

岡山明委員 前回やったのは分かるんですよ。ただ、今回またそういう表現が出てきたから、大学に対して山陽小野田市の姿勢は変わってないと、今までどおりしっかり進めますと、そういう回答をしていただきたいと質問しました。

伊場勇委員長 分かりました。今回は、評価委員会条例のことについてございます。それについては本定例会で一般会計の予算が出ておりますので、そちらで、その体制について執行部の在り方等々、岡山委員が思われるところについては質問していただきたいなと思います。そのほか質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第39号山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。本日の総務文教常任委員会の審査内容は以上となりますので、本日の委員会は閉じます。お疲れさまでございました。

午前10時12分 散会

令和6年（2024年）3月13日

総務文教常任委員長 伊 場 勇